

保険特集

保険税(料)の納税(入)通知書をお送りします

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

納税(入)通知書発送日・送付先

種類	発送日	送付先
国民健康保険税	7月2日	世帯主※
後期高齢者医療保険料	7月12日	本人
介護保険料	7月9日	本人

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯の中に加入者がいれば世帯主宛に通知書をお送りします。

介護保険料納入通知書をお送りします

介護保険課
☎721・3110 FAX721・0913

介護保険は、介護サービスの給付に必要な財源を、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料のほか、40歳～64歳の方(第2号被保険者)の保険料と公費で賄っています(図1)。

皆さんのお支払いになる保険料が介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

【65歳以上の方の保険料】

○月額基準額の改定及び所得段階区分・保険料率の見直し
65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する介護保険料は、介護サービスの利用見込

み等を基に3年ごとに見直しが行われます。

第5期事業計画期間(2012～2014年度)の介護保険料の月額基準額(1か月あたりの標準的な介護保険料額)は970円上がり、4920円に改定となりました。

また、特例第3段階の新設など、負担能力に合った所得段階区分・保険料率の見直しを行いました。

○都からの交付金及び市の準備基金による基準額の軽減

月額基準額の上昇を抑えるため、東京都から交付される財政安定化基金の交付金(約2億円)と町田市の介護給付費準備基金(約9億円)を活用して、月額基準額を軽減しています。

○65歳以上の方の介護保険料額

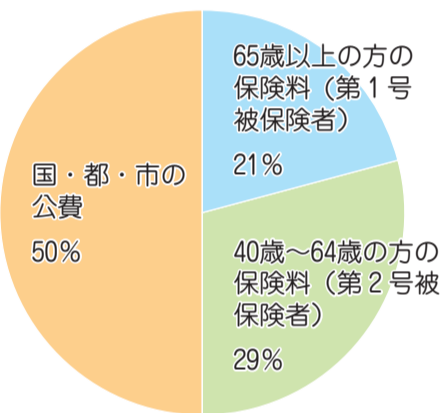
介護保険料は、2012年度の市民税課税状況等に応じて、9段階11区分に設定しています(表1)。

表1 所得段階別保険料(2012～2014年度)

世帯員 市民税	課税状況		所得区分	年額保険料 (カッコ内は 第4期)		
	本人の市民税及び収入状況					
非課税世帯 ※1	本人非課税	課税対象となる公的年金収入額と合計所得金額の合計	生活保護受給者	第1段階	2万6500円 (2万1300円)	
			老齢福祉年金受給者	80万円以下	第2段階	2万9500円 (2万3700円)
				80万円超 120万円以下	特例 第3段階	3万6900円 (※4)
				120万円超	第3段階	4万4200円 (3万3100円)
				80万円以下	特例 第4段階	4万7200円 (3万3100円)
					第4段階 (基準額)	5万9000円 (4万7400円)
				80万円超	第5段階	6万4900円 (4万9700円)
					第6段階	7万3800円 (5万4500円)
					第7段階	8万2600円 (5万9200円)
					第8段階	9万4400円 (7万1100円)
課税世帯 ※2	本人課税	合計所得金額※3	125万円未満	第5段階	6万4900円 (4万9700円)	
			125万円以上 190万円未満	第6段階	7万3800円 (5万4500円)	
			190万円以上 300万円未満	第7段階	8万2600円 (5万9200円)	
			300万円以上 500万円未満	第8段階	9万4400円 (7万1100円)	
			500万円以上	第9段階	11万8000円 (9万4800円)	

- ※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人もいない世帯
- ※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者が1人以上いる世帯
- ※3 合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得等の合計です。
- ※4 第4期では特例第3段階はありませんでした。

図1 介護サービスの給付に必要な財源の負担割合



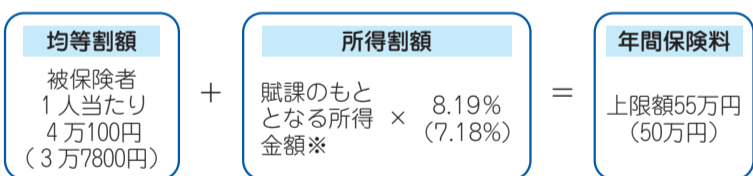
75歳未満で一定の障がいのある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。
※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなりません。
※被保険者証は1人に1枚交付されます。医療保険料も個人ごとに納めていただきます。

後期高齢者医療保険料

介護年金課高齢者医療係
☎724・2144 FAX724・3079

後期高齢者医療保険料の対象となる方(被保険者)

図2 2012・2013年度の保険料 カッコ内は、2010・2011年度



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

【保険料率の改定されました】
2012・2013年度の後期高齢者医療保険料率が、東京都後期高齢者医療広域連合により改定されました(図2)。改定の要因は医療費の増加が見込まれていることなどです。
【保険料の算出方法】
保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年度の限度額が55万円に設定されています。

被保険者証等が更新されます

後期高齢者医療制度の「被保険者証」と非課税世帯で申請された方に交付している「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、2012年7月31日までとなっています。

8月1日以降に使用する「被保険者証」は簡易書留で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は普通郵便で7月中に町田市からお送りします。

※「被保険者証」は「簡易書留・転送不要」で住民票の所在地にお送りします。そのため、郵便局へ転居届を出されていても転居先へ転送されませんのでご注意ください。住民票の所在地以外に「被保険者証」の送付を希望される方は、保険年金課高齢者医療係にご相談下さい。

○所得割額の軽減
賦課のもととなる所得58万円

【保険料の軽減】
○均等割額の軽減
所得の低い方は、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表2)。

【保険料の減免】
災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合には、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度があります。ご相談下さい。

後期高齢者医療保険料納入通知書について注意

※被扶養者だった方の特例：後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていなかった方は所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額のみとなります。

表2 均等割額の軽減の概要

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下(単身者は該当しません)	5割
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表3 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	全額
20万円以下	75%
58万円以下	50%